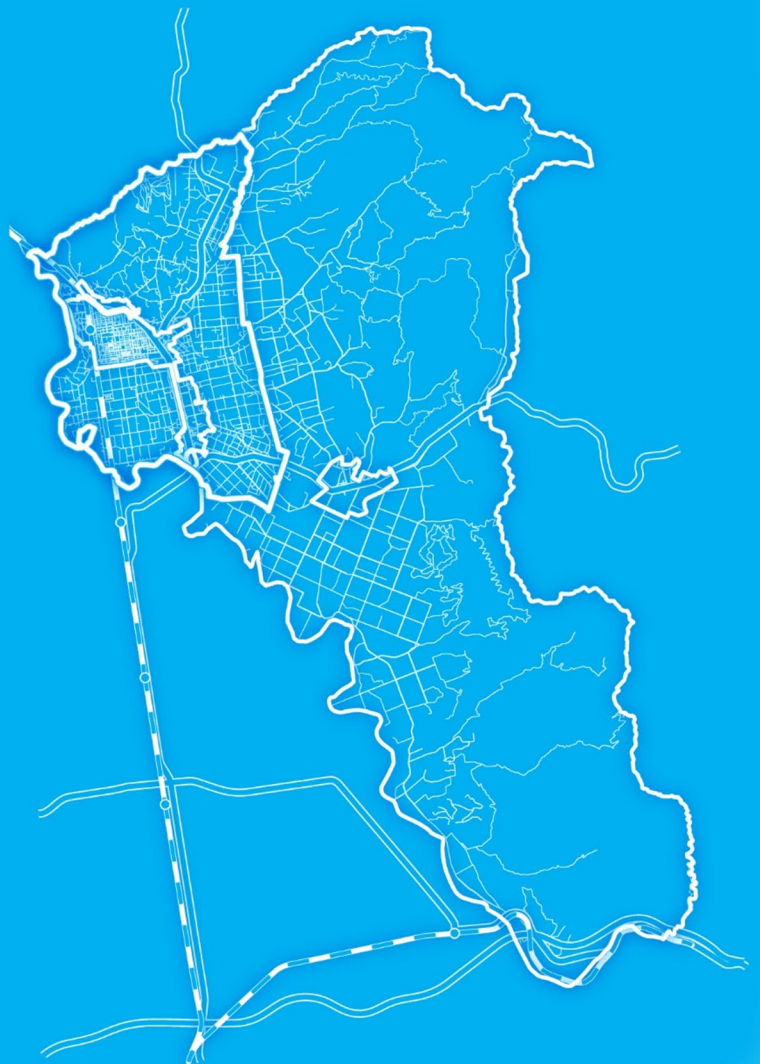


参考資料



参考資料

1. 策定経緯

1) 計画策定の経緯

年度	開催年月	会議等	内容
令和3年度	令和3年10月	第1回 庁内検討会議	・立地適正化計画について ・計画策定に係るアンケート調査について
	令和3年10月	町民アンケート調査	・コンパクトなまちづくりに対する意識・意向調査 (1,500票の配布、587票の回答)
	令和3年12月	都市計画審議会	・計画の概要、町民アンケートの集計進捗について
令和4年度	令和4年7月	第2回 庁内検討会議	・計画策定スケジュールについて ・令和3年度の作成内容について ・令和4年度の策定作業について
	令和4年8月	第3回 庁内検討会議	・まちづくりの方針の検討、目指すべき都市の骨格構造の検討、課題解決のための施策・誘導方針の検討について ・誘導施設・誘導区域等の検討について
	令和5年2月	第4回 庁内検討会議	・立地適正化計画の素案について
	令和5年2月	北海道開発局協議	・立地適正化計画の素案について
	令和5年2月	北海道協議	・立地適正化計画の素案について
	令和5年3月	パブリックコメント	・立地適正化計画(案)のパブリックコメント

2) 栗山町立地適正化計画策定に係る庁内検討委員会 委員

職	氏 名	職名	課名	備考
委員長	三浦 匠 橋場 謙吾	副町長		令和 3 年度 令和 4 年度
委員	中野 和広	課長	総務課	
委員	橋場 謙吾	総括	まちづくり	令和 3 年度
委員	森 英幸	総括	福 祉	
委員	高間 嘉之	総括	産 業	
委員	秦野 加寿彦	総括	教 育	
委員	太田 淳司	参与	総務課	
委員	田崎 剛	主幹	経営企画課	
委員	小野寺 さゆり	課長	若者定住推進課	
委員	上野 政則	課長	住民保健課	
委員	(森 英幸)	(課長)	福祉課	
委員	谷口 良之	課長	環境政策課	
委員	花田 勝巳	課長	上下水道課	
委員	石森 和幸	参与	ブランド推進課	
委員	藤沢 祐之	課長	社会教育課	

3) 栗山町立地適正化計画策定に係る庁内検討委員会 事務局

職	氏 名	職名	課名	備考
事務局長	片山 伸治	総括	建 設	
事務局	西田 達也	技術長	建設課	
事務局	野原 修	主幹	建設課	
事務局	向中野 宏樹	参与	建設課	

2. 用語解説

空き家バンク…P25, 84

空き家・空き地の情報を収集し、移住・定住希望者に提供する仕組みのこと。

インフラ…P23, 51

道路や上・下水道、公共施設など社会生活の基盤となる施設のこと。インフラストラクチャーの略。

緊急輸送道路・・・P26,96,97

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路のこと。

公示地価・・・P19

地価公示法に基づいて、国土交通省土地鑑定委員会が、適正な地価の形成に寄与するために、毎年1月1日時点における標準地の正常な価格を3月に公示した地価のこと。

コミュニティバス・・・P23,47,55

地域住民の移動手段を確保するために地方自治体等が中心となって、既存の路線以外のバスを必要としている地域に走らせるバスのこと。

コンパクト・プラス・ネットワーク・・・P1

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

コンパクトシティ・・・P26,64

一般的には、「高密度で近接した開発形態」、「公共交通機関でつながった市街地」、「地域のサービスや職場までの移動の容易さ」という特徴を有した都市構造のこと。

国立社会保障・人口問題研究所・・・P6

厚生労働省に所属する国立の研究機関。人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究している。

浸水洪水想定区域・・・P60,64,96

想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のこと。

人口集中地区(DID 地区)・・・P7

市町村の区域内で人口密度が 4,000 人/km² 以上の国勢調査基本単位区が隣接して、人口が 5,000 人以上になる地区のこと。

垂直避難・・・P60,64,69,90,93

急激な降雨や浸水により屋外での歩行等が危険な状態になった場合に、自宅を立ち退き避難所へ避難するのではなく、自宅や隣接建物の 2 階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つこと。

スマートウェルネス・・・P25,47,83

スマートとウェルネスを接合した言葉で、スマート(Smart)は、「賢明、快適、エコ、美しい」、ウェルネス(Wellness)は、「健幸、安心」という意味。

タイムライン・・・P96,97

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のこと。

低未利用地・・・P8,9,47,49,90

適正な利用が図られるべき土地にもかかわらず利用されていない「未利用地」と、利用の程度が低い「低利用地」のこと。

デマンド交通・・・P23,47

電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。

都市計画運用指針・・・P58,99,101

都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示したもの。

都市計画審議会…P101,102

学識経験者等の第三者からなる都市計画審議会を設置のうえ、都市計画を決める前にその案について調査・審議すること。

栗山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針…P3,24

栗山都市計画区域の都市計画の基本的な方向性を示す方針のこと。

都市計画区域…P3,4,24,71,78,94

中心の市街地を核とし、一体の都市として総合的に整備、開発又は保全すべき区域のこと。

都市計画マスタープラン…P1,3,5,22,24,53,55,58,74,99

「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、住民に最も近い立場にある市町村が、住民の意見を反映しつつ、まちづくりのビジョン(方針)を明らかにするもの。

都市計画道路…P10,26,48

都市計画で定められた道路のこと。自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類があり、このうち栗山町では、幹線街路と特殊街路が都市計画決定されている。

都市再生特別措置法…P1,3,81

都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めることを目的に定められた法律のこと。

土砂災害警戒区域…P13,50,60,68,86,93,94,95,96

土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域のこと。

土砂災害特別警戒区域…P13,24,50,58,60,64,68,86,92,93,94,95,96

警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される区域のこと。

農用地区域…P64,65

生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された区域のこと。

ハザードマップ…P12,69,88,96,97

火山噴火や洪水、土砂災害、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域および避難地・避難路等が記載されている地図のこと。

バリアフリー…P24

高齢者・障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方のこと。公共交通機関のバリアフリー化とは、高齢者・障害者等が公共交通機関を円滑に利用できるようにすること。

保安林…P64,65

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。

まちなか居住…P70

都市機能が高度に複合した魅力ある市街地「まちなか」での暮らしのこと。

用途地域…P8,9,15,17,47,49,58,59,64,65,68,71,94

都市を住宅地、商業地、工業地などいくつかの種類に区分し、都市計画で定めたもの。建築物の用途、容積率、建蔽率、高さ等を規制・誘導する13種類の地域があり、栗山町では、11種類を定めている。

栗山町立地適正化計画

令和5年4月

栗山町 建設課

〒069-1513 夕張郡栗山町松風3丁目 252 番地

電話:0123-72-1111(代表) FAX:0123-72-3179

くリエイトするまち



KURIYAMA TOWN

